

第四十八号

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正について

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号を次のように改める。

三 独立行政法人労働者健康安全機構

第三条中第三十四号を第三十五号とし、第十八号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）による津波防護施設に関する工事の施行又は津波防護施設の管理に係る行為

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

風致地区内における建築等の行為に対する規制に係る国の指針が改められたことに鑑み、知事等の許可を受け、又は知事等に協議をすることを要しない行為を追加する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。